



鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第58号

令和3年3月

令和2年度多面的機能支払研修会を開催(報告)

～ コロナ禍の研修会 162組織 ・ 240名参加 ～

1月27日(水)、湯梨浜町ハワイアロハホールを会場に、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に講じたうえで「令和2年度多面的機能支払研修会」を開催しました。当日は、事前申込みのあった活動組織、行政関係者あわせて240名余りに参加いただきました。

なお、今回は会場の入場者数制限があり、事前申込みが多かったため参加者調整をさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

研修会では、中国四国農政局農地整備課多面的機能支払推進室の楠瀬室長から「多面的機能支払の制度改正・他県の動向等」と題して、来年度から加算措置の対象となる「雨水貯留機能の活用(田んぼダム)」と交付金の適切な執行について、また、活動の継続に向けた広域化や改良区との連携などについて講演がありました。

県からは多面に関する情報提供、協議会事務局からラジコン草刈機の活用に関する報告があり、最後に、優良事例発表として3組織からそれぞれの取組みについて発表していただきました。

【 発表いただいた活動組織 】

- 宮内保全会(大山町)
 - ・ 未来に向かって・集落ぐるみで担い手サポート
- 出上農地・水保全活動組織(琴浦町)
 - ・ 次世代につなげ、明るい地域を目指して
- 多里広域協定(日南町)
 - ・ 多里広域協定の活動



宮内・馬田さん



出上・西村さん



多里・糸田川さん

(研修会の講演並びに発表資料は、農地・水環境保全協議会 HP からダウンロードできます。)

【 研修会アンケート結果 】

参加された皆さんに、研修会の内容、活動における課題、田んぼダムへの関心などについて、アンケートをお願いしました。主な結果は次の通りです。(回答数119)

- ・ 講演、事例発表 いずれも「非常に良かった・良かった」が80%以上とおおむね好評
- ・ 活動継続に関する課題 高齢化・後継者不足 69% 担い手不足 46% 役員確保 37%
- ・ 活動組織の広域化 既に広域化済み 14% 広域化を検討中 5% 将来的に検討 36%
- ・ 田んぼダムへの関心 大いに関心あり 10% 関心あり 39%

令和3年度 事業制度の改正について(重要)

～ 今回の改正は4項目・改正のポイントを記載します～

① 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進

現在「水田の貯留機能向上活動」及び「防災・減災力の強化」の中で支援対象となっている田んぼダムの取組みに対して、**一定の取組面積等の要件**を満たすものを対象とした**加算措置**を創設する。

- ・取組面積の要件・・・・・・・・資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上
(広域活動組織の場合は集落毎に交付を受ける田面積の1/2以上)
- ・新たに創設する加算単価・・・400円/10a (※注1・※注2)

●加算対象となる田んぼダムの定義

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の排水口に流出量を抑制するための落水調整装置を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組みをいう。



落水柵：フィールドゲート

落水量調整装置の例

●加算措置の要件

①市町村による計画の策定

市町村は都道府県知事と協議の上、水田貯留機能強化計画を策定する。

②活動組織による事業計画の変更

- ・年度別計画、実施面積、図面
- 面積要件として、事業計画期間中に資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で田んぼダムに取り組むこと。(活動期間の終了年度までに1/2を達成・未達成の場合は返還対象)
- ・体制(整備、維持管理)

●加算単価 400円/10a

※注1) 加算適用期間は、本事業計画の変更の認定を受けた年度から当該活動期間の終了年度まで。

※注2) 農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は0.75を乗じた額(300円/10a)。

② 鳥獣被害防止対策の拡充

「農地周りの環境改善活動の強化」について、項目名を「**鳥獣被害防止策及び環境改善活動の強化**」とし、鳥獣被害防止策として対象施設の設置に加えて**鳥獣緩衝帯の整備・保全管理**も対象活動とする。

③ 法人組織における金銭出納簿の提出を免除

法人化した活動組織においては、**金銭出納簿の市町村提出を不要**とする。

④ 報告様式の簡素化 →『脱ハンコ』

- ・実施要領に定める様式について、**押印を省略することを可能**とする。
- ・事業実施計画書(実績報告書)について重複する内容の記入を省略することを可能とする。

※ご不明な点は市町村または鳥取県農地・水・環境保全会へお問い合わせください。

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課	0857-26-7334
	鳥取県東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
	水土里ネットとっとり(協議会事務局)	0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710



高めよう
地域協働の力!